

さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び省令で使用する用語の例による。

(登録の申請)

第3条 法第8条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第9条第1項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請を行うときは、省令第7条に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第10条各号に掲げる書類
- (2) その他市長が認める書類

(登録の申請の取り下げ)

第4条 登録申請者は、前条第1項の申請を取り下げようとするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請の取下書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。

(登録等の通知)

第5条 市長は、法第10条第3項の規定により同条第1項の登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者（以下「登録事業者」という。）に登録した旨を通知するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、法第10条第4項の規定により登録申請者に同条第1項に掲げる基準に適合しない旨を通知するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業不適合通知書（様式第3号）により行うものとする。

(登録の拒否)

第6条 市長は、法第11条第2項の規定により登録申請者に登録を拒否した旨を通知するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第4号）により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第7条 登録事業者は、法第12条第1項の規定により登録事項等の変更を届け出るときは、省令第17条に規定する登録事項等変更届出書に省令第10条各号に掲げる書類のうち記載が変更された書類を添付して市長に提出するものとする。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第13条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、さいたま市住宅政策課（以下「閲覧所」という。）において行う。

2 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出すことができない。

(廃止の届出)

第9条 登録事業者は、法第14条第1項の規定により廃止を届け出るときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第10条 登録事業者は、法第22条の規定により市長から報告の徴収を求められたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業管理状況報告書（様式第6号）により報告するものとする。

(指示)

第11条 市長は、法第23条第1項から第3項までの規定により登録事業者に必要な措置をとるべきことを指示するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指示通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 登録事業者は、前項に規定する指示により必要な措置を講じたときは、第10条の報告書に当該講じた措置が分かる書類を添付して報告するものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、法第24条第3項の規定により登録事業者であった者に登録を取り消した旨を通知するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消し通知書（様式第8号）により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。